

里庄町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年5月11日(月)午後1時45分から午後2時53分
2. 開催場所 里庄町福社会館 2階 研修室
3. 出席委員 12人

出席委員及び欠席委員の番号、氏名

職名	番号	氏名	出欠の別	職名	番号	氏名	出欠の別
委員	1	岡村 咲津紀	出	会長職務代理者	8	平野 耕平	出
〃	2	高田 卓司	〃	委員	9	平野 俊一	〃
〃	3	高田 光國	〃	会長	10	吉田 龍平	〃
〃	5	辻田 樫市	〃	推進委員	1	遠藤 和宏	〃
〃	6	中務 智紀	〃	〃	2	大内 紀章	〃
〃	7	仁科 義弘	〃	〃	3	神原 公子	〃

4. 欠席委員 0人

5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会議書記の指名

日程第3 議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の承認について

議案第10号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見及び許可の承認について

議案第11号 所有者不明農地の公示について

6. 会議の概要

議長

ただ今から令和8年第5回総会を開会いたします。

本日の出席委員は、農業委員9名、推進委員3名の計12名であり、総会開催の定足数に達しており総会は成立しております。

議事日程第1の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、5番辻田樫市委員、6番中務智紀委員にお願いいたします。

議事日程第2の会議書記の指名を行います。

本日の会議書記には農業委員会事務局職員の●●氏を指名いたします。

それでは、議事に入ります。

今回上程されています、議案第9号、農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の承認について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは議案第9号について、ご説明いたします。

整理番号は、2でございます。

本件は、農地の所有権移転に係る農地法第3条に基づく所有権移転許可申請でございます。

譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

申請地は、1筆、地目は畑、面積は、418㎡です。

今回、譲受人が増反を目的に、所有権を取得するため申請が行われました。

小作人の有無、全ての農地が耕作されるか、耕作に必要な農作業に常時従事するか、当該農地を継続的に利用することができるかどうかなど、許可要件は満たしていると思われまます。

以上です。

議長

事務局からの説明が終わりました。

次に、現地調査の結果について、●番●●●●委員よりご報告します。

●番

申請地は、●●分館に位置し、現在、耕作していない状況です。

譲受人が増反を目的に申請がありました。

譲渡人が、今後維持管理していくのが難しいということで、譲受人との間で話がまとまったもので、特に問題ないと思います。

以上です。

議長

ただいまの事務局説明、農地法第3条の案件について、質問、意見等ございますか。

質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

許可することに、賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第9号、整理番号2は、許可と決定します。

続きまして、議案第10号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見及び許可の承認について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは議案第10号について、ご説明いたします。

整理番号は、1でございます。

本件は、農地の使用目的の変更、及び、所有権移転に係る農地法第5条に基づく申請でございます。

譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

申請地は、農業振興地域内の白地区域にあり、2筆で、地目は全て畑、面積は合計で71㎡です。

今回、譲受人が、進入路の拡幅及び敷地拡張を目的に申請が行われました。

以上です。

議長 事務局からの説明が終わりました。

次に、現地調査の結果について、●番●●●●委員よりご報告します。

●番 申請地は、●●分館に位置し、現在、耕作している状況です。

隣接地への被害防除計画の内容ですが、土砂等の流出については、道の拡幅部分は碎石を敷くことで対応し、敷地拡張の部分はブロック壁で、隣接地へ土砂が流出しないように計画されています。

雨水については、道の拡幅部分は自然透水で、敷地拡張の部分は集水枥を設け、既存水路へ接続します。

生活排水については、進入路及び敷地拡張のためありません。

近隣農地への日照及び通風の影響については、進入路及び敷地拡張ですので、影響はないと判断します。

以上です。

議長 次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、説明してください。

事務局 農地の区分は、第2種農地と判断しております。

転用目的は、進入路及び敷地拡張であり、適当であると考えます。

資力及び信用についてですが、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、また、必要な資金額についても適当であると考えます。

転用行為の妨げとなる小作権等の権利を有する者の有無でございますが、農地基本台帳を確認しても小作人等はいないため、存在しないと判断

します。

許可を受けた後、遅滞なく、申請に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、申請者から聴取した結果、許可後速やかに施工したいとの事であり、問題ないと考えております。

申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分がなされなかった時又は処分の見込みがない場合は許可しないことになっていますが、これらの条件は該当しないと考えております。

申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、申請書等の内容を確認したところ適正であると考えます。

転用が周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼすおそれがある場合には許可しないこととなっておりますが、本件は特に支障がないと判断します。

また、今回の転用は、集団農地の分断には当たらないと判断します。
以上です。

議 長 ただいまの事務局説明、農地法第5条の案件について、質問、意見等ございますか。

質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

許可することに、賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第10号、整理番号1は、許可と決定します。

続きまして、整理番号3について、事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号は、3でございます。

本件は、農地の使用目的の変更、及び、所有権移転に係る農地法第5条に基づく申請でございます。

譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

申請地は、農業振興地域内の白地区域にあり、1筆で、地目は田、面積はで993㎡です。

今回、譲受人が露天資材置場の整備を目的に申請が行われました。

以上です。

議 長 事務局からの説明が終わりました。

次に、現地調査の結果について、●番●●●●委員よりご報告します。

● 番 申請地は、●●分館に位置し、現在、耕作されていない状況です。

隣接地への被害防除計画の内容ですが、土砂等の流出については、隣接地との境界部分に擁壁を設置し、土砂が流出しないように計画されています。

雨水については、自然透水します。

生活排水については、露天資材置場のためありません。

近隣農地への日照及び通風については、露天資材置場ですので、影響はないと判断します。

以上です。

議長 次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、説明してください。

事務局 農地の区分は、第2種農地と判断しております。

転用目的は、露天資材置場の整備であり、適当であると考えます。

資力及び信用、転用行為の妨げとなる小作権等の権利を有する者の有無、許可を受けた後の用途に供する見込み、申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分、申請に係る農地の面積規模、転用が周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼす影響、集団農地の分断については、確認した結果、問題がないと判断します。

以上です。

議長 ただいまの事務局説明、農地法第5条の案件について、質問、意見等ございますか。

質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

許可することに、賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、整理番号3は、許可と決定します。

ご案内しておりました議案については以上でしたが、事務局から追加上程したい報告案件があるということですので、引き続きご審議いただいでよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、議案第11号報告第1号について事務局より説明願います。

事務局 議案第11号報告第1号「所有者不明農地の公示について」ご説明いたします。

まず、この制度について簡単にご説明いたします。

所有者や共有者及び相続人等が死亡等により遊休化する恐れがある農地を農地中間管理機構に貸付する際には、農業委員会が他の相続人及び共有者を探索することになってはいますが、探索しても見つからなかった場合は

「所有者不明農地」となります。その場合は、農業委員会がその旨を公示し、最終的には県知事の裁定を受けて、農地中間管理機構が利用権を設定することになります。

今回、このようなケースの対象地が出ましたので、公示する旨をご報告させていただきます。

対象農地は大字里見地内にある田になります。現在この農地は農地中間管理機構に貸付中で、今年の8月で期間満了となりますが、令和8年4月に相続人が亡くなっております。

以上です。

議 長

ただいまの事務局説明、所有者不明農地の公示について、報告案件ですので事務局に一任したいと思います。

以上をもちまして、令和8年第5回総会を閉会いたします。